

仙台市建設工事安全委員会運営要領

(令和5年3月31日 都市整備局長決裁)

(趣旨)

第1条 この要領は、仙台市建設工事安全委員会設置要綱（平成6年7月15日市長決裁。以下「要綱」という。）第8条の規定に基づき、仙台市建設工事安全委員会（以下「委員会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(判断事項)

第2条 委員会の事務局は、仙台市建設工事事故発生時における事務処理要領（令和5年3月31日都市整備局長決裁。以下「事務処理要領」という。）第4条第1項の規定により報告された事故が、要綱第2条第2項に規定する建設工事事故に該当するかを判断し、当該結果を速やかに建設工事事故等が発生した課公所長に連絡する。

2 委員会の事務局は、前項の規定により建設工事事故と判断された場合は、当該事故において、本市の管理等における過失又は不備の有無を判断し、本市の管理等における過失又は不備があった場合で、内部統制制度上の報告が必要なときは、速やかに建設工事事故が発生した課公所長にその旨の連絡をする。

(ホームページ等への掲載)

第3条 委員会の事務局は、事務処理要領第4条第4項の規定により事故概要と再発防止策の提出を受けた場合は、類似の建設工事事故の発生防止を目的として、速やかにインターネット及び本市ホームページに掲載する。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から実施する。